

文教福祉常任委員会会議録

令和3年6月8日

寒 川 町 議 会

出席委員 岸本委員長、橋本副委員長

小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、
横手委員

佐藤（一）議長

説明者 三橋健康福祉部長、原田保険年金課長、早乙女主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第29号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

午前9時03分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございますので、よろしくお願いいたします。

また、議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第29号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋部長。

【三橋健康福祉部長】 改めまして、おはようございます。本日は健康福祉部保険年金課が担当いたします付託議案1、議案第29号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、ご審査をお願いいたします。

この議案は、コロナ禍における傷病手当金に関する規定を改めるものでございます。説明は原田保険年金課長から、質疑については出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 それでは、議案第29号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきましてご説明いたします。本会議場で部長がご説明いたしましたが、昨年令和2年6月会議におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者に対し、傷病手当金の支給を行うために町国民健康保険条例の一部改正をいたしました。この一部改正条例の附則に定められました傷病手当金に関する規定の適用期間に該当する条件を改めるため、一部改正条例の附則を改正するものであります。

では、具体的な内容につきましてご説明いたします。本会議におきましては、新旧対照表をご覧いただきましたが、それを事例で解説したものがタブレット資料01－2 参考資料傷病手当金支給対象解説図であります。そちらをご覧ください。

まず、これまでの条例改正により、条例本文第8条の2で支給開始日は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日と定めております。そして支給対象期間は、期日を定める規則により現在令和3年6月30日までと定めております。現行の改正前の規定では、6月30日までの間に傷病手当金の支給を始める日が属していなければならず、この改正図の事例のように、例えば6月28日に発熱があった場合、支給開始日が3日後の7月1日になってしまいますので、傷病手当金の支給に該当しないということになってしまいます。6月から働くことができなくなっているのにもかかわらずということです。

そこで改正後では、6月30日までに新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる日が属していれば、例えばこの解説図の事例のように6月28日に発熱があった場合でも、傷病手当金支給の規定を適用できるということになります。

内容の説明としては以上なのですが、実は先週、県からのメールの事務連絡で、6月30日までの支給対象期間が9月30日まで延長される予定ということで、今いろいろお話ししましたが、こちらは正式に通知が届き次第、期日を定める規則を改正することになります。ですので、条例の附則の内容は、この内容で改正をしていただきたいということになります。

最後に改正附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんでしょうか。
柳田委員。

【柳田委員】 条文の改正案の中に新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱などの症状があり、当該感染症の感染が疑われる日とありますが、感染が疑われた場合というのは、医者診断書などでどういった症状なのかお伺いします。

【岸本委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 当該感染症の感染が疑われる日ということなんですけども、こちらにつきましては、発熱等がありまして、医療機関、または発熱センターに相談等をしていただいて、仕事を休まなければいけなくなってしまった場合には、コロナウイルスに感染していなかったとしても対象になるよということでございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 今回発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われる日という記載になっておりますが、最近ですと、よくあるパターンとしまして、濃厚接触があり、その後、検査してみたらPCR検査で感染していたことが確認されるのだけれども無症状だったというパターンというのは、よくある話だと思うんですね。こういう際にも、最近濃厚接触が発生したということで連絡があった時点で、しばしば会社等はその時点で特に症状がなくても休むということはよくあると思うのですが、こういう際

というのは該当するのでしょうか。

【岸本委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 ご家族等が感染した場合ですとかに仕事を休まなければならなくなってしまう場合ということなんですけれども、基本的には、ただお仕事を休まれただけでは対象にはなってこないんですけれども、同じくPCR検査等で無症状だったとして感染した場合でも、もちろん対象にはなってきます。ただ、発熱ただけで自己判断等で会社を休まれてしまった場合は、残念ながら対象にはなってこないんですけれども、基本的には会社等を休んでくださいというような命令があった場合には、対象になってくるのかなというところでございます。

【岸本委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 1点、細かいところで確認なんです、では、後ほど感染が確認されたと、感染確認されて、恐らく確認されたということは、その数日前には感染したのであろうという判断が当然されると思うのですが、その際に発熱等症状が何もなくても対象になるかどうかを確認させてください。

【岸本委員長】 早乙女主査。

【早乙女主査】 後々感染が確認されて、実際には感染した日というのは明確には分らないと思いますので、感染が疑われる日ということで、発熱等の症状がなかったとしても、そちらは対象になるのかなと思います。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 そのほか支給対象期間というものを聞こうと思ったんですけど、今説明の中で9月30日まで延長される予定だということなんですけど、さらにコロナ禍の下、町独自で期間を延長するとか、そういう考えというのはないんでしょうか。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田保険年金課長】 一応全国的な国からの指針に基づいてやっておりますので、うちが独自でやってしまうと、また他市にもいろいろ影響もありますでしょうし、その判断の基準というのが町独自でやらなければならないことも出てきますので、それをつくり上げるのも無理があるのかなと思いますので、取りあえずは国からの指針に基づいて行う次第であります。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、なきようであれば、これにて質疑を終結いたします。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

6月会議で文教福祉常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、休憩なしで討論に入ります。

それでは、これより討論に入ります。議案第29号 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前9時15分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年8月26日

委員長 岸 本 優